

十津川

「心身再生の郷」



3

No.642
弥生.2015

村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

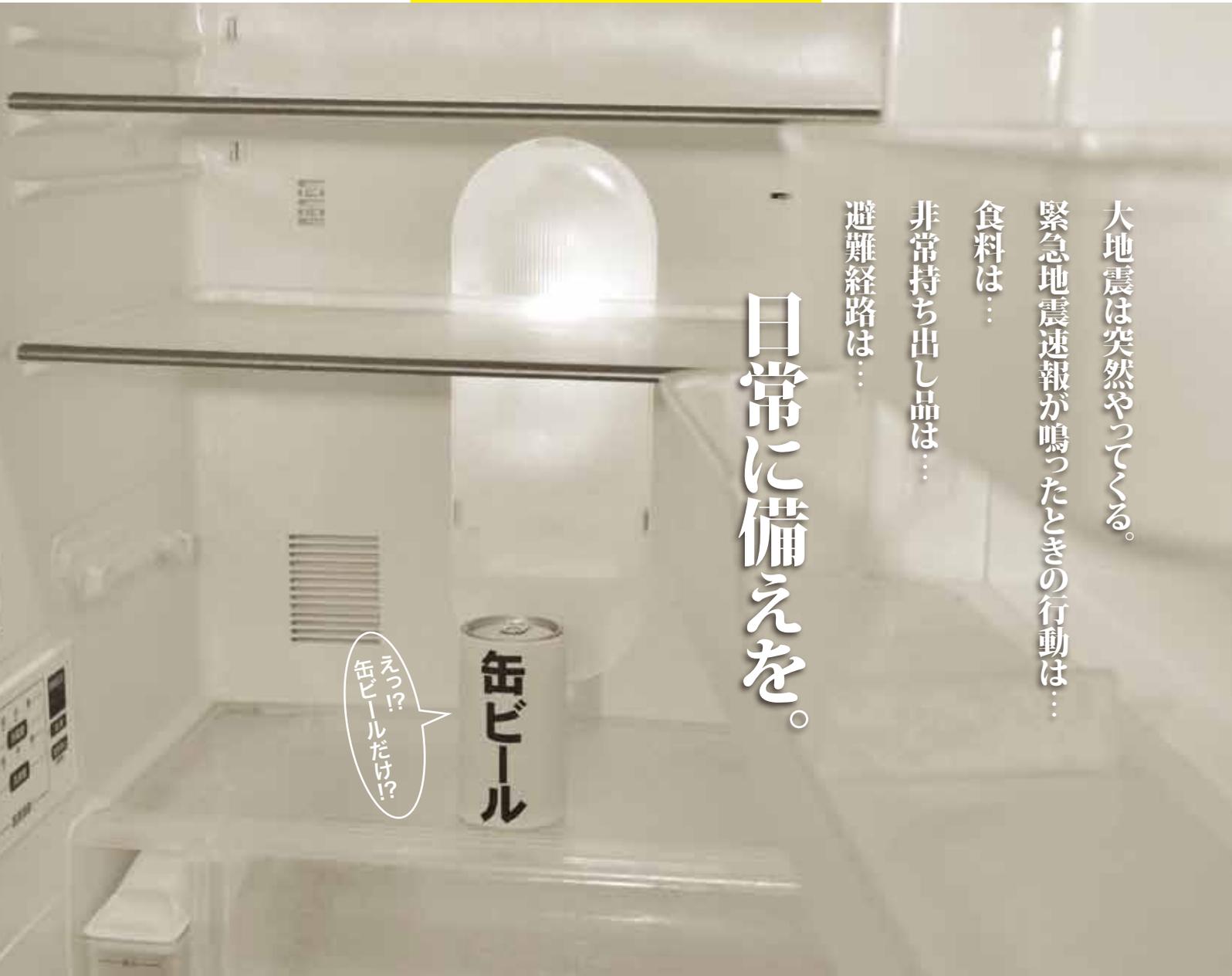


「源泉かけ流し宣言」十津川温泉郷
世界遺産登録「紀伊山地の霊場と参詣道」

TOTSUKAWA

— 特集 —

「緊急地震速報」
そのとき、身を守るために



大地震は突然やってくる。

緊急地震速報が鳴ったときの行動は…

食料は…

非常持ち出し品は…

避難経路は…

日常に備えを。

えっ!?!
缶ビールだけ!?!



突然、緊急地震速報。

そのとき、あなたはどうか身を守る？



聞きなれない大きな音が鳴ったぞ？

緊急地震速報とは？

突然襲ってくる大地震。実際に激しく揺れ始めるまでに、せめて10秒の時間があれば、頭を守るなどといった対応をとることができます。

緊急地震速報は、大きな地震が発生したときに、地震の発生直後に震源近くの地震計でとらえた観測データを素早く解析して、大きな揺れがくることが事前に知らせる警報です。

緊急地震速報は、最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対して発表されます。

緊急地震速報は、気象庁の発表を受けてすぐに自治体の**防災行政無線**や、**テレビ・ラジオ**で放送されるほか、**携帯電話**（スマートフォン含む）の「緊急速報メール」などで伝えられます。

※携帯電話やスマートフォンで「緊急地震速報」を受信するには、使用している携帯電話によって受信設定が必要な場合があります。

警報音のあと

**「こちらは防災とつかわです。
大地震です。大地震です」**



防災行政無線による緊急地震速報は、村内に震度4以上の揺れが予想される場合、自動音声で即時に放送されます。

緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき行動は？

緊急地震速報が発表されてから激しく揺れ始めるまでは、十数秒から数十秒しかありません。その短い間に何ができるでしょうか。

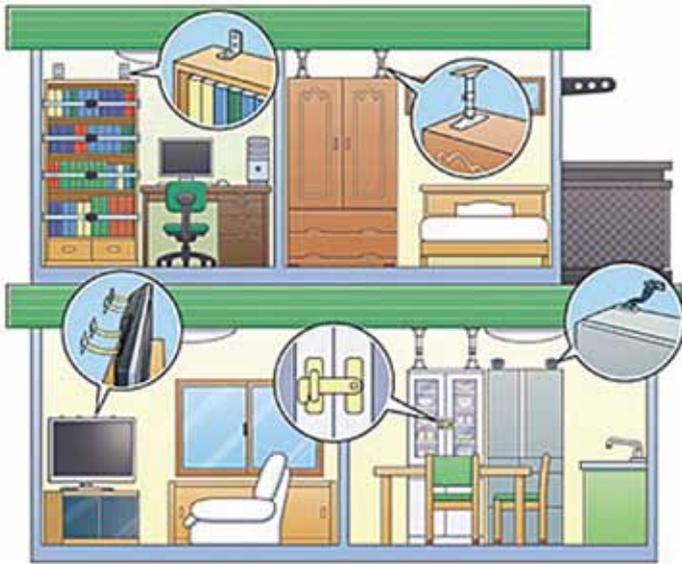
緊急地震速報を見聞きしたときは、「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保すること」が重要です。

地震が発生したときの適切な行動は、そのときの状況に応じて異なります。日頃から「今ここで、緊急地震速報が発表されたらどう行動すべきか」を考える習慣をつけましょう。

参考までに、緊急地震速報を見聞きしたときの行動例を次に挙げます。

家庭で屋内にいるとき

- ▼家具の転倒や落下物から身を守るため、頭を保護しながら大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ▼あわてて外に飛び出さない。
- ▼料理や暖房などで火を使っている場合、その場で火を消せるときは火の始末、火元から離れているときは無理に火を消しに行かない。
- ▼扉を開けて避難経路を確保する。



日頃の備えが大切です!

地震による被害を最小限に抑えるためには、まず一人ひとりが地震に備えることが大切です。災害による被害を減らし、身を守るための対策はたくさんあります。そのポイントをご紹介します。

3 避難場所や避難経路の確認



いざというときに、安全な場所に避難するために、住んでいる地域や勤め先の地図やハザードマップを見て、避難場所や避難経路、危険箇所などを確認しておきましょう。実際に歩いてみて、いざというときすぐに避難できるようにしておくことが大切です。

1 家の中の安全対策を確認

大きな揺れがあったとき家の中は、家具やテレビが転倒、棚から物が落下、窓ガラスや食器棚のガラスが割れるなど大変危険です。

家具を固定して倒れないようにする、ガラスには飛散防止フィルムを貼るなど、家の中の安全対策を行いましょう。



2 非常備蓄品や持ち出し品の確認

地震で電気や水道などのライフラインが止まっても、自力で生活できるように飲料水や非常食などを備蓄しておくことが大切です。

自宅が被災して避難所で過ごさなければならぬ場合がありますので、避難所生活に必要なものをリュックサックなどに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるよう備えておきましょう。

防災訓練で実践力を身につけましょう!



避難訓練に取り組む十津川中学校の生徒

災害が発生したとき、あわてずに身を守るためには、そのときの状況に応じてどのような行動を取るべきかをあらかじめ考え、行動している自分を想像することが重要です。

また、そうしたイメージトレーニングをもとに、実際に自分の体を動かして、経験しておくことも必要です。地域や学校、職場などで実施される防災訓練は、そうした実践力を身につけるための絶好の機会です。積極的に参加しましょう。

村職員の給与・定員等の状況の公表

●人件費の状況

(平成25年度普通会計決算)

人口	3,749人
歳出額(A)	7,116,790千円
実質収支	170,480千円
人件費(B)	851,013千円
人件費率 B/A	11.9%

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む
(平成24年度の人件費率 12.8%)

●職員給与等の状況

(平成26年度普通会計予算)

職員数(A)	113人	
給与費	給与	372,178千円
	職員手当	87,652千円
	期末・勤勉手当	135,151千円
	計(B)	594,981千円
一人あたり給与B/A	5,265千円	

(注)職員手当には、退職手当を含まない。
給与費は、当初予算に計上された額。

●一般行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日)

1級	1級	2級	3級	4級	5級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職員数	24	8	15	20	16	83
構成比	28.9%	9.6%	18.1%	24.1%	19.3%	100%
1年前の構成比(参考)	20.7%	11.0%	22.0%	26.8%	19.5%	100%

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成26年4月1日)

区分	一般職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	255,480円	221,537円	－円
15年以上 20年未満	282,537円	263,077円	－円
20年以上 25年未満	－円	304,420円	274,200円
25年以上 30年未満	371,580円	348,300円	282,740円
30年以上 35年未満	－円	369,766円	379,200円
35年以上	382,700円	387,500円	－円

●初任給の状況

(平成26年4月1日)

区分	初任給	一般行政職	
		大学卒	高校卒
村	初任給	163,600円	142,100円
	採用2年経過日給料月額	180,800円	151,800円
国	初任給	174,200円	142,100円
	採用2年経過日給料月額	187,700円	151,800円

村は、十津川村を示す。

●特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
村長	675,000円	6月期 1.40月分
副村長	590,000円	
議長	280,000円	12月期 1.55月分
副議長	235,000円	計 2.95月分
議員	215,000円	
		加算措置 有

●平均給料・平均給与月額と平均年齢

(平成26年4月1日)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢
村	278,609円 (344,055円)	39.6歳	284,692円 (308,106円)	51.1歳
国	335,000円 (408,472円)	43.5歳	287,992円 (326,611円)	50.1歳

村は、十津川村を示す。

●退職手当

(平成25年4月1日)

区分	十津川村		国
	自己都合	勤奨・定年	自己都合、勤奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	十津川村と同じ
勤続25年	32.83月分	38.9550月分	
勤続30年	40.67月分	55.8600月分	
最高限度額	55.86月分	55.8600月分	
1人あたり平均支給額	3,357千円	16,512千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)			

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成26年度)

区分	内 容 (月 額)	
扶養手当	配偶者	13,000円
	扶養親族	6,500円
	配偶者がいない場合1人目	11,000円
	特定期間の加算	5,000円
住居手当	借家	(上限)27,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ	

●期末・勤勉手当

(平成26年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	期末・勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分	十津川村と同じ
12月期	1.375月分	0.675月分	
計	2.60月分	1.35月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当

(平成25年度普通会計決算)

区 分	金 額
支給総額	21,616千円
職員1人あたり支給年額	337,750円

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成26年度)

区 分	全 職 種
職員全体に占める 手当支給職員の割合	10.7%
手当の種類(手当数)	7
代表的な手当の名称	嘱託医手当 年末年始勤務手当

●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政職部門	議 会	3	3	0	新規採用 9名 退職 ▲8名 その他 ▲1名 <hr/> 計 0名
		総 務	21	23	2	
		税 務	3	3	0	
		民 生	17	16	▲1	
		農 水	14	13	▲1	
		衛 生	10	11	1	
		土 木	10	11	1	
		商 工	4	4	0	
	小 計	82	84	2		
	教 育	21	19	▲2		
公営企業等	水 道	3	3	0		
	その他	17	17	0		
	小 計	20	20	0		
合 計		123	123	0		

(注)職員数は一般職に属する職員数で臨時的または非常勤職員を除く(教育長含)

村の人事行政の運営などの状況を公表します

「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の数や勤務条件など、人事行政運営の状況について公表します。

お問い合わせ：総務課

☎0746-62-0001

●ラスパイレース指数の状況 (各年4月1日)

区 分	平成24年	平成25年
十 津 川 村	100.6(92.9)	100.4(92.7)
全 国 町 村 平 均	103.3(95.5)	103.2(95.4)
地方公共団体平均	107.0(98.9)	106.9(98.8)

注) ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。()内数値は、国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

●昇給期間短縮の状況

区 分	平成24年度	平成25年度
職 員 数 A	127	122
普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員 B	—	—
比 較 B/A	—	—

注) 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

●年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
職員数	1	5	10	7	19

区 分	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳
職員数	18	16	5	9	20

区 分	56～59歳	60歳以上	計
職員数	12	—	122

●職員の勤務条件、休憩の概要 (平成25年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

●職員の総数 (各年4月1日)

区 分	平成24年度	平成25年度
職員定数	154	154
職員数	127	122

●全職員の平均年齢

区 分	平成24年度	平成25年度
平均年齢	41歳2月	41歳1月

●採用者の状況

区 分	平成24年度	平成25年度
採用者	6	7

●退職者の状況

退職者には以下の事由による退職があります。

※定年退職：定年(60歳)により退職する場合

※定年前早期退職：人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合

※自己都合退職：本人の都合により退職をする場合

※その他：死亡による退職など

●事由別退職者数 (平成25年度)

区 分	定 年	定年前早期退職	自己都合退職	その他
一般行政	2	1	3	1
特別行政	1	1	—	—
公営企業	—	—	—	—

●再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では、再任用は行っていません。

● 職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

● 職員の福祉・利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済に加入し、当該組合の規定による短期給付(保健・休業・災害・付加)並びに長期給付(年金)を受けることができます。なお、給食調理員は公立学校共済組合に加入しています。

※村の職員が公務による災害で病気になったり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

● 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求また不服の申し立てを行うことができます。

平成25年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

● 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

平成25年度中の懲戒処分、分限処分はありませんでした。

● 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成25年1月から12月までの平均取得日数は、9.4日です。

● 病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

平成25年1月から12月までの取得者は、20人です。

● 特別休暇の概要と付与日数

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髓提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5
結婚休暇	5
妻の出産休暇	2
夏期休暇	5
子の看護休暇	5

● 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

平成25年1月から12月までの育児休業取得者は、6人です。

● 職員の研修状況

研修名	人数
契約事務研修	2
新規採用職員研修	5
係長研修	1
簿記研修	1
図解表現技術研修	1
地方公会計実務研修	1
滞納整理実務研修	1



一般男子ハーフ1部は、2人の激しい優勝争い。終盤までもつれたレースは、上平修司さん(野尻出身)が残り500mで逆転し1時間11分16秒のタイムで優勝。惜しくも2位となった川上隼平さん(奈良学園大学)は表彰式で「来年こそ優勝を」と抱負を述べられました。

3kmの部が一齐スタート!
地元の子どもたちも元気に
十津川温泉郷を駆けぬけま
した。



3kmの部が
スタートだあ!

日本全国にたくさんマラソン大会がありますが、39回も続いている大会は多くありません。地域に根付いたこの昂マラソンが、今後も続いてほしいですね。



ゴール会場では、地元の婦人会や各種団体による食品模擬店が並び、温かいうどんやカレーライスでランナーを歓迎。

また、大会の運営に多くのボランティアスタッフが尽力されました。

熱々のおうどん
お待ちしております。



今大会もゲストランナーには、フォークシンガーでマラソンランナーとしても活躍する「高石ともやさん」が出演。写真は、10kmの部を快走する高石ともやさん。

地元温泉郷を駆けぬける

昂マラソン



1月25日、昂の郷で第39回十津川温泉郷昂の郷マラソン大会が行われました。

大会当日は、ハーフ(約21km)の部から10km、3km、健康ジョギングの部に、総勢400人のランナーが参加し、晴天の温泉郷を駆けぬけました。

一般男子ハーフ1部(高校生から39歳)で、上平修司さん(野尻出身)が優勝。また、一般女子ハーフ1部で、松田美佐さん(上野地)が優勝するなど、地元ランナーの活躍が大会を一層盛り上げました。来年は節目の40回大会。ぜひ、多くのランナーが集まりますように。



実践発表研修会の様子

「学校力アップ事業」実践発表会

1月28日、住民ホールで「学校力アップ事業」実践発表研修会を開きました。

児童生徒の学力・体力を向上させるため、各学校が達成目標を定め取り組んだ内

容や成果と課題を発表し、学校力アップに繋げようとするものです。

実践発表は、「主体性を育むこと」を共通テーマに、十津川第一小学校が「主体的に活動し学び合う子どもの育成」、十津川中学校が「主体的に学習に取り組む生徒の育成」の取り組みを発表しました。

全体指導では、奈良教育大学教職大学院・北川剛司専任講師が、「主体性をつくりだす」と題して、授業以前の「自ら動き始める集団づくり」の具体的な方策について実践書を中心に話がありました。子どもへのアプローチ(発言・発問・姿勢・タ イミングなど)の重要性を改めて感じさせられる内容でした。また、子どもの能力向上に向けて、学校だけに頼るのではなく家庭での教育力アップが大切だという意見もあり、配布されている「家庭学習のすすめ」の積極的活用を確認し合いました。

125年前を学びたい 新十津川町の青年が訪問!

2月7日から9日にかけて、新十津川町青年協議会から5人が研修団として来村されました。

研修団は、水害慰霊碑前での追悼、歴史民俗資料館や教育資料館の見学のほか、復興住宅の視察などを行いました。また、ダブル10周年から、2か所の世界遺産の道と3か所すべての温泉地での入浴を体験されました。

行程中や交流会を通じて、村青年団と意見交換し、親睦を深めました。

▼研修生(敬称略)

- (団 長) 澁谷 喜幸
- (副団長) 加藤 敏晃
- (会 計) 渡邊 歩美
- (記 録) 坂林 秀美
- (記 録) 間宮 三佳
- (引 率) 武田 晃典



研修生のみなさん。世界遺産記念碑前で(大字桑畑果無集落)

長野県でスキー研修♪

2月13日から15日まで、長野県菅平スキー場で第21回村子ども会スキー研修会が行われ、小学5・6年生37人が参加しました。

昨年は大雪のため中止となりましたが、今年は天候にも恵まれ予定どおり開催することができました。



全員、滑れるようになりました!

スキー場のゲレンデで集合写真

業務用の冷凍冷蔵庫などを使用のみなさまへ

4月1日から、フロン排出抑制法が施行されます。

フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍冷蔵・空調機器の管理者(機器の所有者など)には、冷媒漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理、修理なしでの充填の原則禁止、機器整備の結果の記録・保存などが義務付けられます。

また、一定量以上の冷媒の漏えいがある場合は、毎年度、国への漏えい量報告が必要となります。

詳しくは環境省ホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaiseih27/index.html>

☎生活環境課 ☎0746(62)0907



子どもの成長、発達、心配ごとなど ご相談ください

高田こども家庭相談センターでは、子どもの成長、発達、行動、しつけなど、さまざまな問題や心配ごとについて、相談を受け付けています。

吉野町や下市町で、定期的に出張相談会を行いますので、ご利用ください。

▶事前に電話予約をお願いします。

▶児童福祉司・児童心理司が

相談をお伺いします。



☎・☎奈良県高田子ども家庭相談センター
☎0747(23)0304

相談時間は、いずれも10:30~16:00

場所	日時
吉野中央 公民館	4月10日(金) / 6月 5日(金)
	8月 7日(金) / 10月 2日(金)
	12月 4日(金) / 2月 5日(金)
下市町 保健センター	5月 8日(金) / 7月 3日(金)
	9月 4日(金) / 11月 6日(金)
	1月 8日(金) / 3月 4日(金)

空き家講習会・相談会をご利用ください

NPO法人空き家コンシェルジュでは、空き家の講習会と相談会を開催します。

ぜひご利用ください。

☎ 4月11日(土) 13:00~16:15

☎ 今井まちなみ交流センター(橿原市今井町2-3-5)

☎・☎NPO法人空き家コンシェルジュ
☎0744(35)6211



診療所からお知らせ

4月から、土曜日の診療が
第2・4・5土曜に変わります。

☎小原診療所 ☎0746(63)0040



土曜診療日 受付8:30 ~ 11:15

小原診療所	
3月 21日(土)	第3週
4月 11日(土)	第2週
4月 25日(土)	第4週
5月 9日(土)	第2週

整形外科診療日

受付(小原8:30 ~ 11:15 / 上野地13:30 ~ 15:30)

月 日	診療所
3月26日(木) 午前	小原診療所
4月 9日(木) 午前	小原診療所
4月 9日(木) 午後	上野地診療所
4月23日(木) 午前	小原診療所

出張診療

診療時間(神納川・東中14:30 ~ 15:30)

診療時間(玉垣内14:00 ~ 15:30)

場 所	期 日		
神納川地区 生活改善センター	3/17(火)	4/ 2(木)	4/14(火)
東中公民館	3/31(火)	4/16(木)	4/28(火)
玉垣内集会所	3/24(火)	4/ 7(火)	4/21(火)

「農業を始めたい」という人を募集します!



奈良県では、農業への新規参入を希望する人に、栽培技術や農業経営の研修を行い、就農までの過程を支援する「農業新規参入者支援事業」の参加者を募集しています。

- ・農家での実践的な研修は、7月から1年間。
- ・募集人数:4人程度。応募資格:おおむね45歳以下。
- ・面接(4月中旬)、事前研修(4/20 ~ 約3か月間)による選考あり。
- ・募集期間:3/1 ~ 4/10必着。

☎・☎県庁農林部地域農政課 ☎0742(27)7617



保育所からの お知らせ

上野地保育所、小原保育所、みどり保育所では、4月から2歳児の保育を行います。

保護者のみなさんの就労と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備することを目的としています。

保育所見学も可能です。希望する各保育所に電話連絡のうえ、お気軽にお越しください。

※3歳から5歳児の保育についての変更はありません。

【入所基準】

保育に欠ける状態にあること。

- ・就労している世帯
- ・妊娠、出産後などで保育が困難な場合
- ・求職活動中など

【入所対象児】

平成27年4月1日に満2歳の誕生日を迎えている幼児。

【保育所見学・入所申込】

随時、見学可能です。

各保育所へお問い合わせください。

【入所にあたって】

申し込みが多数の場合は、ご希望の保育所に入所できない場合があります。

【お問い合わせ】

上野地保育所 ☎0746(68)0227

小原保育所 ☎0746(63)0010

みどり保育所 ☎0746(66)0233

福祉事務所 ☎0746(62)0902

☆花園保育所は、従来どおり1歳6か月から満3歳の最初の3月31日までの低年齢保育を行っています。

花園保育所 ☎0746(67)0018

新たに森林の所有者となった人は届出が必要です

森林法の改正により、新たに森林の土地の所有者となった人は、市町村への事後届出が義務付けられています。



■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している場合は不要です。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、農林課に届出をしてください。

■届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。

添付書類として、土地登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面(公図など)が必要です。

☎農林課 ☎0746(62)0005

ちょっと待って、その伐採!



「自分の山の木は自由に伐っていい」このように思っている人はいませんか?たとえ自分の山でも、木を伐採するときは、事前の届出が法律で義務づけられています(一部例外を除く)。詳しくは下記までお問い合わせください。

▶届出の時期は伐採の30日前までです。

▶届出内容は、伐採面積、伐採期間、伐採の方法、伐採後の造林樹種などです。

☎農林課 ☎0746(62)0005

平成27年度国税専門官採用試験のお知らせ

平成27年度国税専門官採用試験が下記のとおり行われます。受検資格など、詳しくはお問い合わせください。

【申込受付期間】4月1日(水)~4月13日(月)

【試験日】第1次試験6月7日(日)

☎大阪国税局人事第二課 ☎06(6941)5331





— お問い合わせ —
▶大和高田年金事務所
 ☎0745 (22) 3531
▶住民課(国民年金窓口)
 ☎0746 (62) 0900

国民年金のしくみって？

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、社会全体で支え合う公的な制度です。

現役時代に被保険者として、月々の保険料を納めることで、将来、自分自身の生活を保障する年金を、生涯にわたって受け取ることができます。

また、みなさんが納めた保険料が、現在、年金を受けている高齢者世代などの生活を支えています。

■国民年金の3種類の加入者(被保険者)

	加入者	納め方	手続き
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業、農林漁業、自由業、フリーター、学生、無職の人など	国民年金保険料は自分で納めます。	市区町村の国民年金担当窓口で加入手続きをします。
第2号被保険者	厚生年金や共済組合などに加入している会社員、公務員など	国民年金保険料は、厚生年金保険料・共済組合掛金に含まれるので、自分で納める必要はありません。	勤務先が加入手続きをします。
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻(夫)	国民年金保険料は、配偶者の加入している制度が負担するため、自分で納める必要はありません。	配偶者の勤務先が加入手続きをします。

保険料

- ▼定額保険料(平成27年4月から)
1か月 1万5,590円
- ▼付加保険料(希望する人のみ)
1か月 400円

※納めた保険料は、年末調整や確定申告のときに申告をすれば、社会保険料控除の対象となります。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や「領収書」の添付が必要です。

納め方

▼納付書

日本年金機構から送付される納付書で、銀行、郵便局、農協、漁協、信用金庫、労働金庫、信用組合、コンビニエンスストアで納めます。

▼口座振替

全国の金融機関または郵便局で行うことができます。

▼クレジットカードでの納付を希望される場合は、年金事務所へお問い合わせください。

任意加入被保険者(希望して加入することができる人)

▼加入資格

- 日本国内に住む60歳以上65歳未満の人(老齢基礎年金を受けていない人)
- 20歳以上65歳未満の外国に
いる日本人
- 昭和40年4月1日以前の生まれで、65歳の時点で老齢基礎年金の受給資格が不足する人は、70歳未満の間で老齢基礎年金の受給要件に達するまで加入できます。

▼納め方

口座振替で納めます。

▼手続き

国民年金担当窓口で加入手続きを行います。

保険料にはお得な割引があります

早割	口座振替で当月末日振替にすると、月額50円の割引となります。
前納一括払い	2年度分、1年度分、6か月分の保険料をまとめて納めると保険料が割引となります。口座振替による前納の場合は、納付書(現金)での前納より割引額が多くなります。



国保だより

保険証の一齐更新のお知らせ

3月下旬に保険証の一齐更新を行います。

新しい保険証は、「特定記録郵便」で世帯主に届きます。

保険証の記載内容を確認し、間違いがあれば届け出をお願いします。

加入は世帯ごとですが、一人ひとりが被保険者となります。

次の人の保険証は、窓口交付となります

●修学のため村外に住所をおいている学生の人

福祉事務所へ届け出てください。

[必要なもの] 在学証明書または学生証の写し、印かん

※4月から新たに修学のため村外に住所を移す場合は、在学証明書の代わりに合格通知書などでも可。

●国保税を滞納している人

納税相談(別途通知)を行いますので、印かんをご持参のうえ、財政課までお越しください。



(注) 後期高齢者医療の人の保険証や乳幼児医療・子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療の人の受給資格証、高齢受給者証、限度額適用(・標準負担額減額)認定証は、記載された有効期限まで引き続きお使いください。

「退職被保険者証」を持っている人

退職者医療制度(退職して職場の健康保険などをやめた人)は平成27年3月末で廃止となります。ただし、それまで退職被保険者だった人が65歳になるまでの間は、平成27年4月以降も「退職被保険者証」が交付されます。負担は、一般の国保と同様です。

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。詳しくは、保険証に同封のチラシをご覧ください。

有効期限が切れた保険証

各自の責任で処分していただくか、福祉事務所へ返却してください。

**3月は、国保税第10期の納期です。納期限は、3月31日です。
忘れず納めましょう!**

国保税に関することは 財政課 ☎0746(62)0903
保険証や医療に関することは 福祉事務所 ☎0746(62)0901



4月12日は、(知事選挙告示日:3月26日) (県議会議員選挙告示日:4月3日) 奈良県知事選挙 奈良県議会議員選挙の投票日

4月26日は、(村議会議員選挙告示日:4月21日) 十津川村議会議員選挙の投票日

十津川村議会議員選挙立候補予定者説明会 日時:3月23日(月)午前10時～
場所:十津川村住民ホール

投票時間 第1投票区 午前7時～午後7時

第3投票区～第36投票区

午前7時～午後6時

奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙の投票開票が4月12日(日)に、十津川村議会議員選挙の投票が4月26日(日)に行われます。
地方自治に対して意思表示できる機会を逃さず、主権者の誇りをもって投票しましょう。

▶選挙に関するお問い合わせ
十津川村選挙管理委員会
☎0746(62)00001

▼投票できる人

今回の選挙で投票できるのは、登録基準日に本村の選挙人名簿に登録される次の要件を備えた人です。

※知事選挙

登録基準日 3月25日
年齢要件 平成7年4月13日以前に生まれた人

※県議会議員選挙

登録基準日 4月2日
年齢要件 平成7年4月13日以前に生まれた人

※村議会議員選挙

登録基準日 4月20日
年齢要件 平成7年4月27日以前に生まれた人

▼投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人には、投票所入場券を郵送します。投票所入

場券が届かない場合や紛失された場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

▼期日前投票

投票日に仕事や旅行、病気などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票をすることができます。

なお、期日前投票をする時点で選挙人名簿に登録されている20歳未満の人は、不在者投票の手続によって投票を行うてください。

※期日前投票の期間

知事選挙 3月27日～4月11日
県議会議員選挙 4月4日～4月11日
村議会議員選挙 4月22日～4月25日
※期日前投票の場所及び時間
役場・第1会議室
午前8時30分～午後8時00分

▼不在者投票

十津川村以外の市町村に滞在中の人や病院、老人ホームなどの指定施設に入院・入所中の人は、不在者投票の投票用紙などを請求のうえ、当該指定施設などで投票できます。

不在者投票用紙は、告示日前に請求できますが、投票は、告示日の翌日以降になります。

▼郵便等による投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の所持及び介護保険法上の要介護者で、一定の要件に該当する人は、あらかじめ村選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、所定の手続を行い、在宅投票をすることができます。

証明書を受けている人は、告示日まで投票用紙などの請求をしてください。新たに郵便等投票証明書の交付を受ける人は、早めに申請の手続きをしてください。

▼投票区の再編

投票区の再編に伴い、平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙から、大字長殿に住所のある方は、第5投票区投票所(十津川村北部保健センター)で、大字小井及び湯之原に住所のある方は、第1投票区投票所(十津川村役場ロビー)で投票していただくこととなります。

人のうごき

(敬称略)

おめでた

孫入 玲大(れお) 男 2月13日
父:裕次郎 母:静香(小川)

ご結婚

玉置 操(折立) 鮫島 裕子(日置市)

おくやみ

前田智恵子 85歳 1月30日(三浦)
中南 重計 86歳 2月5日(山天)
栗栖 みや 85歳 2月10日(平谷)
羽根 博美 83歳 2月17日(玉垣内)
田中 絹江 90歳 2月18日(小坪瀬)
池尾 誠一 94歳 2月20日(杉清)
中 卓一 83歳 2月23日(小原)
林 道明 56歳 2月28日(西中)



しょうのすけ
後木 翔ノ介ちゃん(平谷)
(3月22日生まれ・満2歳)

オニギリ大好き!
いっぱい食べて
大きくなってね♪

父…孝哉 母…はるな



そうすけ
稲田 蒼介ちゃん(折立)
(3月13日生まれ・満1歳)

父ちゃん大好きな蒼介☆
元気いっぱい、
たくましく成長してね!

父…学 母…由紀子

お誕生日
おめでとう!



○マラソン大会
2月13日、校内マラソン大会を開催しました。結果は、男子が2年生の加賀泰一朗さん、女子は2年生の浄土夏美さんが優勝しました。



チェーンソーの使い方を教わる生徒たち

□学校行事
○1年生が総合学習で「間伐体験」
1月28日、1年生が大字林の木材加工流通センターを訪れ、間伐体験や林業に関する講義を受けました。



校内マラソン



第2回奈良あったかもんグランプリで最優秀賞を受賞!

2月8日に開催された「第2回奈良あったかもんグランプリ」で、「十津川温泉郷ポタンのつみれきのこ鍋」が「ゆうべし添え」がエントリー28品の頂点に立ち、最優秀賞を受賞しました。

受賞した鍋は、十津川温泉ホテル「レストラン石楠花」で、2月17日から3月末までの期間限定で、鍋御膳としてメニューに追加されています。

ぜひ、この機会に最優秀賞を受賞したメニューを堪能してみてください。

ポタンのつみれきのこ鍋 「ゆうべし添え」



最優秀賞受賞メニューであったまるうら♪

毎月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による
【時】毎月第3水曜日 14時～16時
【所】役場第1会議室
(場所が変更される場合があります)
※毎月2人まで相談可。(電話予約が必要です)
【問】五條本町法律事務所 北本弁護士まで
☎0747(22)8005



みなさまのご相談をお待ちしています

2月号の答え合わせ
【地絡】ヒカゲノカスラ
【寺家】集落
【しづ】おもり
【しうてんがう】冗談
【尻の下】家

第1問 すてぼっか
第2問 すじや
第3問 すぐい
第4問 せちがう
第5問 せんみつ
例 せんみつは泥棒の始まり
例 せんみつは泥棒の始まり

村の方言なうんだ

うさぎのおいしさんです。
今月の出題はこれじゃ♪

いくつ答えられるかなあ
ウサササササササ
紙面に飛び出したおいし
さんも探してね



集落の絶景

大字平谷の大谷橋下に咲くモクレン。
毎年3月中旬ごろに見ごろを迎える。

(提供：佐古金一さん)



—村営バス運転者募集—

村営バスでは、正社員乗合小型バス運転者を募集しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【勤務地】村営バス運行管理事務所(大字平谷)

【応募資格】普通運転免許取得後3年以上

【給与】月額基本給171,000円～198,000円

※年齢給制度あり

—お問い合わせ—

村営バス運行管理事務所 ☎0746(64)0408

創作ダンスの『踊り隊』メンバー募集！ 楽しく踊り(ダンス)を行いませんか？

踊り(ダンス)で村の文化とパワーを村内外に発信！
踊りが好きな人、踊り未経験者も大歓迎！

【募集対象】中学生～20代の女性

【募集期間】4月末まで

お問い合わせ

観光振興課 ☎0746(62)0004



踊りイメージ

協力隊のコラム

今春、十津川の文化とパワーを発信する「踊り隊」を結成します。十津川の盆踊りのエッセンスを取り入れた創作ダンスを、村内外のイベントで披露する中学生から20代の女性を引き続き募集しています。若い力を活かせる場です！

お電話いただいた方には個別に説明いたしますので、興味のある方はぜひ観光振興課へお問い合わせください。

(ふるさと復興協力隊・三輪)



にほんの里100選



the most beautiful
villages
in japan

●人口 3,651人(-7人)

男性 1,818人(-3人)

女性 1,833人(-4人)

●世帯数 1,848世帯(-5世帯)

【平成27年3月1日現在 ()は前月比】

使い切らない 空にしない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に